

経税部
だより

電子帳簿等保存制度について

税理士 上野 精一

5. 電子帳簿等保存制度への対応

1. 電子取引の電磁的保存制度の義務化

「対応できないと青色申告が取り消され、税務調査で経費として認められないのではないかと」と世間を騒がせ、税理士事務所も対応に追われた、すべての事業者を対象とした改正電子帳簿保存法に係る電子取引の電磁的保存制度の義務化ですが、本年1月1日施行の直前、令和4年度自民党税制改正大綱(昨年12月10日発表)で2年間の猶予制度が設けられました。結果、2023年の年末までに行う電子取引については、従前どおり保存すべき電子データをプリントアウトして紙保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように

各保存制度の内容と令和3年度税制改正事項は次のとおりです(…)」以降が改正事項。

①電子帳簿等保存 電子的に作成した帳簿

②スキヤナ保存 紙で受領・作成した相手方作成の取引関係書類

③電子取引に係るデータ保存 電子的に授受した取引情報(インターネット、電子メール等)を電子データで保存・検索およびタイムスタンプの要件緩和、重加算税の加重、代替的措置の廃止

④制度の対象となる帳簿の範囲とダウンロード義務 複式簿記前提ですので損益計算書のみではなく貸借対照表を作成できる帳簿であり、同時に税務調査においてはスキヤナおよび電子取引保存を含めて当局のダウンロードの求めに応じる必要があります。当局は従前と比較して広範な情報収集が可能になり、税務調査権限に関しては強化される方向と言えます。

⑤優良な電子帳簿等に関する過少申告加算税の

5%軽減措置 適用を受けるためには法定申告期限までに届出書を提出した上で、作成すべき帳簿全てについて、訂正削除履歴の保存、帳簿間の相互関連性、取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能を満たす必要があります。コスト等のハードルは高いと考えます。

⑥スキヤナ保存における代替られる措置 「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプが果たす機能が必要であり、通達では「他者が提供するSaaS型クラウドサービス」すなわちスキヤナ保存制度に対応

⑦電子取引における帳簿の意義と問題点 会計では、決算書は経営者、出資者、債権者、国(国税局ほか)等の事業者を取り巻く利害関係者の意思決定に役立つ会計情報を提供するものとされています。しかし、上場企業などの大規模会社以外の一般の事業者は、税務申告や融資のための決算書という意識しかないのが現状です。今回のコロナ禍においての融資や助成金等の資金繰り支援においては、前年同月比での売上高減少等が説明できる帳簿が求められましたが、帳簿の不整備やIT対応できない等の理由により申請できない事業者が相次いだことは記憶に新しいと思います。事実、一定の帳簿の備付けを前提とする青色申告制度の普及率は、法人では100%に近いものの個人事業者では60%強で頭打ちの状況です。【資料1】事業者にとっての会計の本来の目的は、経営状況の把握や資金繰り管理、成長に向

けた戦略的投資であり、その基盤となる帳簿の不備がこうした緊急事態下で露呈されたのは皮肉なことで、記帳指導を行う税理士にとっても猛省させられる出来事でした。一方、会計ソフト等の導入でデジタル化した事業者は、効率的かつタイムリーに適正な試算表等の帳簿類を作成でき、スムーズに資金繰り支援に対応できるとともに、ペーパーレス化でコロナ環境での在宅勤務対応も容易であったとの報告もあつております。しかし、創設から約20年を経た電子帳簿等保存制度の利用率は3.5%に過ぎません。この間デジタル環境が大きく変化中、社会におけるデータ活用、納税者の文書保存にかかるとは限りません。大企業向けの統合基幹業務システムであるERPが社員によるデータ管理

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成・保存が普及してきており、手作業をシステム(銀行取引、会計、受発注、経費精算等)に連携して、簿記の知識がなくてもデータを自動的に積み上げる簡単なオペレーションが可能となり、電子帳簿保存法に対応すること

で業務効率アップやコスト削減ができることと当局や業者は離し立っています。しかし、会計ソフト自体は機械的に複式簿記を完成するだけで、その適正性の検証には残高の確認や過去の実績との比較という監査的手法が必要であり、連携する経費精算ソフト等も思惑通りに機能するとは限りません。大企業向けの統合基幹業務システムであるERPが社員によるデータ管理

の不徹底、導入・保守コスト高、システム選定の困難性から当初必ずしも成功しなかったという歴史を振り返る必要があると考えます。

デジタル化、電子帳簿等保存制度の利点は確かであると思いますが、電子取引の電磁的保存制度の義務化には2年弱の猶予があります。さらに国

2. 電子帳簿保存法

制度基盤である電子帳簿保存法とは、税法により紙での保存が義務づけられている帳簿書類について、一定の要件を満たせば電磁的記録(電子データ)による保存を可能とすることなどを定めた法律です。電磁的記録による保存は次の①から③があり、令和3年度税制

改正で大幅に簡素化、優遇等の措置が講じられました。内、次の③のみがすべての事業者を対象に代替的措置の廃止、すなわち電子取引に係るデータは紙の出力では足りず電子データのままで保存せねばならない、という強化策のため冒頭の騒動に繋がった訳です。

①制度の対象となる帳簿の範囲とダウンロード義務

②優良な電子帳簿等に関する過少申告加算税の

5%軽減措置

適用を受けるためには法定申告期限までに届出書を提出した上で、作成すべき帳簿全てについて、訂正削除履歴の保存、帳簿間の相互関連性、取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能を満たす必要があります。コスト等のハードルは高いと考えます。

③スキヤナ保存における代替られる措置 「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプ

3. 令和3年度税制改正における電子帳簿等保存制度の留意点

①制度の対象となる帳簿の範囲とダウンロード義務

②優良な電子帳簿等に関する過少申告加算税の

5%軽減措置

適用を受けるためには法定申告期限までに届出書を提出した上で、作成すべき帳簿全てについて、訂正削除履歴の保存、帳簿間の相互関連性、取引等の日付・金額・相手方に関する検索機能を満たす必要があります。コスト等のハードルは高いと考えます。

③スキヤナ保存における代替られる措置 「ある時点以降に変更を行っていないことの証明」というタイムスタンプ

高度情報化・ペーパーレス化が進展する中で、会計処理の分野でもコンピュータを使用した帳簿書類の作成・保存が普及してきており、手作業をシステム(銀行取引、会計、受発注、経費精算等)に連携して、簿記の知識がなくてもデータを自動的に積み上げる簡単なオペレーションが可能となり、電子帳簿保存法に対応すること

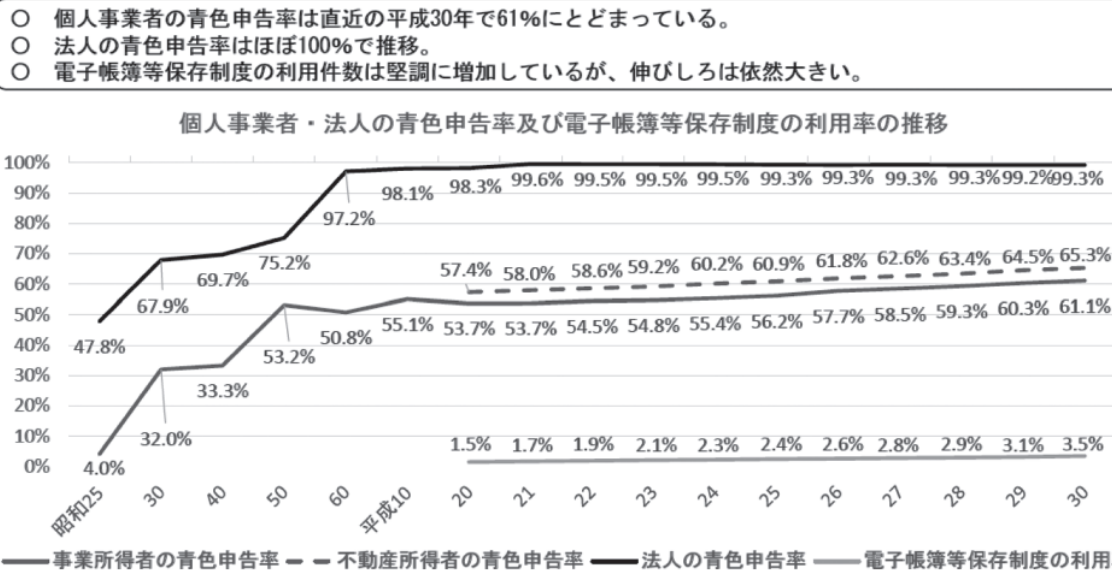
で業務効率アップやコスト削減ができることと当局や業者は離し立っています。しかし、会計ソフト自体は機械的に複式簿記を完成するだけで、その適正性の検証には残高の確認や過去の実績との比較という監査的手法が必要であり、連携する経費精算ソフト等も思惑通りに機能するとは限りません。大企業向けの統合基幹業務システムであるERPが社員によるデータ管理

の不徹底、導入・保守コスト高、システム選定の困難性から当初必ずしも成功しなかったという歴史を振り返る必要があると考えます。

資料1 電子帳簿等保存制度の見直しについて(令和3年12月16日大阪国税局)

令和3年6月15日
第5回専門家会合
財務省提出資料

青色申告率及び電子帳簿等保存制度の利用率の推移



(参考) 事業所得者の青色申告率は、個人事業者(事業所得が主たる所得の者)の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。
不動産所得者の青色申告率は、個人事業者(不動産所得が主たる所得の者)の申告者数のうち青色申告を行った者数の割合。
法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。
電子帳簿等保存制度の利用率は、電子帳簿等保存制度の利用件数を個人事業者の申告者数及び稼働中の法人数で除した割合。
(出所) 日本における税務行政(国税庁)、国税庁統計年報書(国税庁)。